

放置自動車の撤去・保管について

道路法第67条の2第1項及び第3項の規定に基づき、放置自動車を下記のとおり撤去し、保管したので同法第67条の2第4項の規定に基づき告示する。

令和元年12月11日

新潟市長 中原 八一

1. 撤去保管車両
車名 ホンダ
型式 LA-JB2
塗色 シルバー
番号表 新潟 581 せ 5633
2. 撤去場所 新潟市中央区沼垂東2-8-4の地先 市道 沼垂東日の出線 上
3. 撤去年月日 令和元年12月11日 午後2時
4. 保管返還場所 東港線バイパス高架下自転車等保管所
(新潟市中央区竜が島1丁目5981番地)
5. 保管期間 令和元年12月11日から令和2年6月10日まで
6. 返還日及び時間 保管日から令和2年6月10日まで
午前9時から午後5時まで
7. 返還に必要なもの
 - (1) 運転免許証, 健康保険証などの住所及び氏名を証明できるもの
 - (2) 印鑑
 - (3) 撤去に要する費用 16,200円

なお、この告示にかかる自動車で、上記保管期間経過後においても利用者等の引取がないものは、民法第239条の規定に基づき本市において処分する。